

D-LABO 規約

- 第1章 - 総 則

(名 称)

第1条 この相互学習コミュニティの名称は、D-LABO と称し、本拠地を 広島県竹原市本町4-3-39 に置く。

(目 的)

第2条 このコミュニティは、対話を通じて対話や対話の時代の生き方を学び合い、メンバーそれぞれが、より納得感のある自分らしい幸せな人生を見出しつつ、全国各地で対話の場を設けながら対話の文化の礎を築き、家庭内の関係性の向上と、地域社会におけるコミュニティのより円滑な運営や発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 このコミュニティは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. D-LABO メンバーそれぞれによるひとりラボ
2. D-LABO メンバー同士の対話による相互学習
3. D-LABO メンバー以外の人との対話による実践学習
4. 各種研修会の開催
5. 対話の場をつくる人材の育成
6. その他、このコミュニティの目的達成のために必要な事業

- 第2章 - メンバー

(コミュニティの構成)

第4条 コミュニティは次の者をもって構成する。

1. D-LABO メンバー

メンバーは以下の者とする。

1. D-LABO メンバー ひとりラボや相互学習を行う者

(登録資格)

第5条 コミュニティに登録するための資格は以下の条件を満たす者とする。

1. 原則として、本会の趣旨に賛同し、本会の定める諸規約を遵守する者
2. 16歳以上

(除名)

第6条 コミュニティは、前条を遵守できないD-LABOメンバーについては、世話人の決議により除名することができる。

(登録手続)

第7条 コミュニティへの登録を希望する者は、別に定める所定の手続により申し込むものとする。また登録後、申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(登録費の納入)

第8条 D-LABOメンバーは、コミュニティが別に定める登録料を納入するものとする。

(会費の不返還)

第9条 一旦入金した登録料は、理由の如何を問わず返還しない。

- 第3章 - コミュニティ

(世話人)

第10条 コミュニティに次の世話人を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名

- | | |
|--------------|----|
| (3) LABOリーダー | 2名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監査 | 1名 |

(世話人の選任・任期)

第11条 世話人の選任・任期は次の通りとする。

1. コミュニティの世話人は、総会において D-LABO メンバーの中から選任する。
2. 世話人の任期は基本1年とする。ただし再任は妨げない。また、世話人任期中に限り、任期を全うするために期単位での登録期間の延長を行うことができる。
3. 補欠のため、または増員によって就任した世話人の任期は、それぞれ前任者又は任期の残存期間とする。
4. 世話人は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(世話人の任務)

第12条 世話人の任務は次の通りとする。

1. 代表は、コミュニティを代表し、コミュニティを統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときは、あらかじめ役員会が定めた順序で、その職務を代行する。
3. LABOリーダーは、コミュニティの規約に定めた事項を執行するほか、総会の議決事項を執行するとともにコミュニティのすべての事業を執行する。
4. 会計は、コミュニティの財務を管理し、他の世話人を兼務できない
5. 監査は、コミュニティの財源を監査し、他の世話人を兼務できない。

- 第4章 - 会 議

第13条 コミュニティに次の会議を置く。

1. 総会
2. 運営委員会

(総 会)

- 第14条 1. 総会は、D-LABO メンバー全員をもって構成し、コミュニティの最高決議機関とする。
2. 総会は、代表が召集する。
 3. 総会の議長は、代表がこれにあたる。
 4. 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 1. 規約の制定及び改廃
 2. 事業報告及び計画の承認
 3. 収支決算及び予算の承認
 4. 世話人の選任及び解任
 5. その他、コミュニティの運営に重要な事項
 5. 総会の種類は、通常総会並びに臨時総会とする。
 6. 総会の定足数は、D-LABO メンバー全体の3分の2以上とする。但し、委任状提出者、もしくは電磁的手段で事務局に伝達した者は出席とみなす。
 7. 通常総会は、会計年度期末日から起算して、70日以内に開催しなければならない。

(運営委員会)

- 第15条 運営委員会は、代表、副代表、LABOリーダーをもって構成する。

(運営委員会の職務)

- 第16条 1. 運営委員会は代表が召集し、運営に関する事項を協議し決定する。
2. 運営委員会は、コミュニティに必要な細則等の制定及び改廃ができる。
 3. 運営委員会の定足数は、構成人員の過半数とする。但し、委任状提出者、もしくは電磁的手段で事務局に伝達した者は出席とみなす。

(議 決)

- 第17条 総会の議決は出席者全員の納得をもって承認とする。ただし、あらかじめ定められた時間を超える場合、出席者の過半数をもって承認とするか、該当する議案を別の機会に審議するかを、議長が決定する。

(アドバイザー)

第18条 必要に応じて経験者や有識者などをアドバイザーとして加えることができる。

- 第5章 - 会 計

第19条 コミュニティの会計は、以下のものをもって支弁する。

1. 登録料
2. 活動支援金・寄付金
3. 研修会参加費
4. その他の雑収入

(資産の管理)

第20条 コミュニティの会計は、会計が行う。

(会計年度)

第21条 コミュニティの会計年度は、毎年2月4日に始まり、翌年の2月3日に終了する。

- 第6章 - 自己の責任

(自己の責任)

第22条 D-LABO メンバーは、主体的に学び合う姿勢を持ち、コミュニティの活動に関わる。ただし、無理はせずに自らが望むことを選択し続けること。これを自己の責任において行う。

- 第7章 - 細 則

(細則)

第23条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会の決議

により細則等で定める。

(経過措置)

第24条 本規約が制定された会計年度及び世話人の任期は、2019年 2月 3日までとする。

附 則

本規約は、2018年 2月 4日より施行する。

- 登録費細則 -

(登録)

第1条 規約第7条の登録申込は、コミュニティが定めた申込フォームより行うこと、とする。

(登録料)

第2条 1. 対話する研究室 24,000 円 / 年
2. 旅する研究室 48,000 円 / 年

(納入)

第3条 登録料の納入は、1・2・4・6・12回の納入回数を選択でき、各納入期日は事務局からの案内に従うものとする。

附 則

本細則は、2018年 2月 4日から施行する。